

## 第4回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 平成30年9月5日(水)
- 2 開会日時及び場所  
平成30年9月5日(水) 午後1時34分  
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 平成30年9月5日(水) 午後2時45分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 草野 英治    2番 大島 忠保    3番 松永 一    5番 林田 剛  
6番 森崎 茂徳    7番 渡部 篤    8番 平野 利光    9番 馬場 保  
11番 三浦 憲二    12番 内田 弘幸    13番 池田 兼三    14番 松尾 茂敏  
15番 川内 幸徳    16番 草野有美子    17番 鶴崎 進    18番 大久保信一  
19番 小筏 正治

(2)欠席者(2名)

4番 東 康敬    10番 徳永 玉義

5 議事に参与した者

参 事            増富 浩彦  
主 事            北尾 祥  
嘱 託            大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第4 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定  
について
- 日程第7 議案第16号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

---

午後1時34分開会

○事務局(増富 浩彦君) それでは、皆さん、こんにちは。若干2名、徳永委員さん、大島委員さん

が、2名はおくれて来られます。東委員さんにとっては、ちょっとお休みということで連絡が入っております。

議事開始の前をお願いします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから、起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

本日は、委員さんたちの前にマイクを置いてあると思います。右下の大きな平べったいボタンを、お話されるときは1回押ししてもらえれば、トークって書いてあるところの緑のランプがつくと思います。そこを入れてから発言をしてもらえばと思います。質問とか話が終わったら、そこをもう1回消してもらって。今後こういう形でやりたいと思いますので、なれてもらわんばいかんですけど、よろしくお願いします。

それでは、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しております。

会長に開会をお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも皆さん、こんにちは。今、農作業が大変お忙しい中にお集りいただきまして、ありがとうございます。それと、台風21号は避けて、よかったんですけど、関西方面では大変な被害が出ているようでございます。また、亡くなられた方も（ ）ですかね、いられるようで、そういうことでご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、そういう中で本日の会議をただいまから始めたいと思います。

平成30年第4回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第15号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第16号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上、議案6件を付議いたします。

それでは、早速議事に入ります。

座って進めさせていただきます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、5番、林田委員、6番、森崎委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の

説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第11号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（8番 平野 利光君） 本日、東部調査会長の東委員が体調不良により欠席のために、私がかわりに報告させていただきます。

議席番号8番、平野です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号53番から60番です。

まず、受付番号53番については、耕作利便のために買い受ける案件です。

受付番号54番については、耕作利便のために買い受ける案件です。

受付番号55番から59番については、借受、譲受人が同一であり、新規就農のために買い受け及び借り受ける案件です。

受付番号60番については、耕作利便のために買い受ける案件です。

受付番号53番から60番について、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、現地調査並びに協議結果においても、許可に当たって何ら問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号53番から60番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番の馬場です。

受付番号55番から59番、新規就農ということで、年齢を見たら67歳になっておるんですね。

この辺、説明願えますか。

○議長（小筏 正治君） 調査会長、お答え、説明はどうでしょう。

○委員（8番 平野 利光君） 定年をされてから、されるようになったということでございます。どうでしょうか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） それに関連してですけど、これは建設業がメインじゃないんですか。建設業兼農業ということになってますけど。いかがですか。

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか。そこあたりは事務局のほうからちょっと助言。

○事務局（大石 由紀子君） 深堀さんを知らないなので、（笑声）地元の方の意見をお願いします。

○議長（小筏 正治君） きょうは調査会長が休みだけん、ちょっと平野委員も急にこれが来て戸惑っている。

○委員（17番 鶴崎 進君） 議長、よかですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） これは深堀さんは多分、私もちょっと存じとつとですけど、息子さんにあとは、建設のほうは息子さんに譲って、私は農業に打ち込む覚悟をとつとらすとじゃろうと思うとつとですよ。それで土地を取得したいとしとらすとじゃないかなと思います。私は、はっきりしたことはわからん、多分そうじゃないかと思います。

○委員（6番 森崎 茂徳君） そしたら、わかりました。

○議長（小筏 正治君） 馬場委員、どうですか。

○委員（9番 馬場 保君） 9番の馬場です。

調査会のときに十分審議されたと思いますので、わかりました。

○議長（小筏 正治君） ほかにないでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号53番から60番については、他にご質疑がないようですので、次に行きたいと思います。次、中部調査会長のほうからお願いします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号61番から70番までです。

まず、受付番号61番については、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号62番については、新規就農のため借り受ける案件です。

受付番号63番から67番については、借受人が同一であり、新規就農のため借り受ける案件です。

受付番号68番から69番については、譲受人が同一の案件であり、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号70番については、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号61番から70番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、現地調査並びに協議結果においても、許可に当たって何ら問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号61番から70番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。——ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は、受付番号71番から77番までです。

受付番号71番については、規模拡大のため借り受ける案件です。

受付番号72番から74番については、借受人が同一であり、新規就農のため借り受ける案件です。

受付番号75番及び76番については、耕作利便のため交換する案件です。

受付番号77番については、新規就農のため借り受ける案件です。

受付番号71番から77番について、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、現地調査並びに協議結果において、許可に当たって何ら問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号71番から77番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。71番から77番まで何かありませんか。

はい、どうぞ。鶴崎委員、どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 17番、鶴崎です。

71番は、これは規模拡大のためということになつとるけど、75歳になって規模拡大は、それは大変頼もしいこととございますけど、若い人が（プラス）ちゅうことはどうなっているんでしょうかね。

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか。調査会長。

○委員（13番 池田 兼三君） 13番、池田です。

年齢的には70歳超えてますけど、まだ本人は元気で頑張っておりますので、今の時代は70を超しても、そう年じゃないと私はそう思いますので、そういうこととご理解していただければと思います。

○委員（17番 鶴崎 進君） ありがとうございます。

○議長（小筏 正治君） いいでしょうか。

○委員（17番 鶴崎 進君） はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにどうでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかに質疑がないようですので、議案第11号農地法第3条第1項の規定に

よる許可申請について、受付番号53番から77番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第12号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、受付番号1番については、議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての受付番号25番で変更後の転用申請がされておりますので、一括して審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、一括して審議いたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第14号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第12号、受付番号1番及び議案第14号、受付番号25番の審議に入ります。

それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

中部調査会長、お願いいたします。どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の受付番号1番及び農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号25番について、申請地は、平成10年11月に資材置場として転用許可を受けたものの、事業が着工されておりました。

新たな申請人は、店舗用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の団地の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当する事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、計画変更承認及び転用許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、議案第12号、受付番号1番及び議案第14号、受付番号25番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。——どうでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第12号、受付番号1番の計画変更承認申請及び議案第14号、受付番号25番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第12号、受付番号1番の計画変更承認申請を承認し、議案第14号、受付番号25番の転用申請を許可することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第13号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

中部調査会長、お願いいたします。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号5番について、申請人は、農業用倉庫用地への転用を計画されています。申請地は、農振農用地の用途区分変更がされています。また、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、土地改良区の一時的利用指定を受けた異種目換地指定地であり、土地改良区の意見書も添付してあることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われま。

農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号5番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第14号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

まずは、東部調査会、お願いいたします。

○委員（8番 平野 利光君） 議席番号8番、平野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は、受付番号22番から24番までです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号22番について、申請人は、運動場及び駐車場用地の転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、今回申請された農地面積が、既存の施設面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可をすることができる案件であると思われま

次に、受付番号23番について、申請人は、資材置場用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号24番について、申請人は、畜舎用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

受付番号22番から24番について、農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号22番から24番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員、どうぞ。

ここで暫時休憩。

午後2時04分休憩

午後2時20分再開



○議長（小筏 正治君） それでは、再開したいと思います。

いろいろと、今、審議されたわけですけど、とりあえず富永さんの申請分に対しては、看板は外させてもらうということで、次、（発言する者あり）いいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかにご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号25番を除く、受付番号26番から29番までです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号26番については、申請人は、農業用倉庫用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。

次に、受付番号27番については、申請人は、牛舎及び家畜運動場用地への転用を計画されています。申請地は、農振農用地の用途区分変更がされています。また、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、土地改良区の一時的利用指定を受けた異種目換地指定地であり、土地改良区の意見書も添付してあることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われれます。なお、調査会では、雨が降った際などに隣接農地に対し、影響がないように十分な指導を事務局へお願いしております。

次に、受付番号28番について、申請人は、駐車場用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。調査会では、申請地の造成計画について質問がありましたが、申請地は階段地となっており、周囲への影響を最小限とするため工事も最小限にとどめ、土羽勾配も1対1の安定勾配へ計画されております。また、排水計画については、申請地脇の側溝に流す計画ですが、大雨時の流水を危惧し、道路を挟んで反対側にある側溝へ流れるよう計画を立ててもらおうよう事務局よりお願いをしております。

次に、受付番号29番について、申請人は住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり、集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われれます。

受付番号26番から29番について、農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号26番から29番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。——ありませんか。26番から29番まで、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号30番について、申請人は、共同住宅用地への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、水道管及び下水道管が埋設されている道路の沿道であり、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設等が存在するため、第3種農地であると考えられます。

受付番号30番について、農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号30番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号22番から24番、25番から30番は、申請どおり許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第15号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第15号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第15号に対する質疑を一括で行います。

質疑のある方は、最初に整理番号をお願いいたします。——ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第15号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第7、議案第16号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（北尾 祥君）

（議案第16号について議案書をもとに説明）

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものであります。

議案第16号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。——どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第16号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第16号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時45分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 9月 5日

議 長

署名委員

署名委員